

この度の九州北部豪雨により被災された福岡県国民年金基金の加入員の皆様へ

平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、国民年金基金の事業運営に日頃から深いご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたびの豪雨で住宅、家財、その他の財産について損害を受けられたことにより、国民年金保険料を免除された福岡県国民年金基金の加入員の方々につきましては、豪雨の被害が甚大であったことに鑑み、福岡県国民年金基金規約に基づき、次のとおり特例の取扱いを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

[再加入等の取扱いについて]

国民年金基金の加入員資格については、このたびの豪雨で被災し、住宅、家財、その他の財産について損害を受けられたことにより、日本年金機構理事長より国民年金本体の保険料が免除された場合喪失となります。



今般の特例措置では、上記の事由による国民年金保険料の免除が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合に限り、以前加入していた時と同じ掛金で加入できることとなりますので、再加入を希望される場合は当基金までご相談ください。

なお、特例措置以外の取扱いといたしまして、国民年金保険料納付を継続される場合は、国民年金基金の掛金を、減口や一時休止を併用されることでご負担を一時的に減らすことができ、国民年金基金の加入員資格も継続できますので、ご相談ください。

詳しくはこちらまでお問い合わせください。

福岡県国民年金基金

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目1番1号 博多新三井ビル11F

 0120-65-4192  (092-413-8713) 受付時間:月~金曜日(祝日除く)9:00~17:00